平成２４年（再イ）第３９９号

札幌市豊平区平岸３条17丁目２番28号　享ハイツ208号

再生債務者　佐藤　祐子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年４月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年４月19日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第１６号

北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉91番地

再生債務者　鈴木　　明

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年４月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年４月19日

札幌地方裁判所室蘭支部再生係

平成２４年（再イ）第３３号

北海道旭川市神居２条21丁目85－８　コンフォート102号室、住民票上の住所北海道空知郡上富良野町十人牧場

再生債務者　菊地　祐介

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年４月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年４月19日　　旭川地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第３１号

山梨県甲府市塩部４丁目11番７号

再生債務者　横森　克美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年４月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年４月19日

甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（再イ）第７１号

静岡県焼津市三ケ名1000番地の５

再生債務者　田中　秀幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年４月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年４月19日

静岡地方裁判所民事第２部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構岩手都市開発事務所公告第１号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第88条第２項の規定により、盛岡広域都市計画事業盛岡南新都市土地区画整理事業の換地計画を下記のとおり縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第55条の２において準用する同令第３条の規定により公告する。

平成 25 年５月７日

独立行政法人都市再生機構
岩手都市開発事務所
所長　安井　俊二

記

1　縦覧開始の日　平成25年５月８日（縦覧期間二週間）

2　縦覧場所　岩手県盛岡市西仙北一丁目16番10号
独立行政法人都市再生機構
岩手都市開発事務所

3　縦覧時間　午前９時00分から
午後５時25分まで

公文書等の管理に関する日本銀行公示第３号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第17条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第３項の事務所の場所を変更するので、次のとおり公示する。

平成 25 年５月７日　　日本銀行総裁　黒田　東彦

変更前　北海道釧路市大川町２番26号　日本銀行釧路支店総務課内

変更後　北海道釧路市幸町９丁目２番地　日本銀行釧路支店総務課内

企業年金基金変更公告

住友電装企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告します。

1．新事務所の所在地　三重県四日市市浜田町５番28号

2．旧事務所の所在地　三重県四日市市西末広町１番14号

3．変更年月日　平成25年５月７日

平成 25 年５月７日　住友電装企業年金基金
理事長　佐久間敦敬

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 25 年５月７日　　愛知県教育委員会

1　本籍地、氏名、生年月日
愛知県、柴田　信幸、昭和55年３月28日

2　免許状の種類、番号、授与年月日

⑴　小学校教諭２種免許状、平23小２第219号、平成24年３月31日

⑵　中学校教諭１種免許状（社会）、平14中１第1930号、平成15年３月21日

⑶　中学校教諭１種免許状　外国語（英語）、平14中１第1931号、平成15年３月21日

⑷　高等学校教諭１種免許状　外国語（英語）、平14高１第3220号、平成15年３月21日

3　授与権者　愛知県教育委員会

4　失効年月日　平成25年４月10日

5　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第１号該当

会社その他

解散公告

当社は、平成二十五年三月二十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

北海道厚岸郡厚岸町奔渡三丁目九四番地
厚釧水産株式会社
代表清算人　福田　　宏

解散公告

当社は、平成二十五年三月二十七日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

岩手県宮古市松山第一地割四八番一
有限会社新興運輸
清算人　三浦　英二

解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

福島県二本松市若宮一丁目三一四番地
有限会社カネジョー
清算人　中野　紀男

解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

福島県西白河郡矢吹町弥栄四〇番地三
株式会社光南不動産
代表清算人　松川農夫雄

解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

福島県二本松市金色久保二二二番地の三
有限会社安達不動産鑑定
清算人　菅沢　義雄